

【HP公開用】

令和3年度

山形地方最低賃金審議会

[第4回]

議事録

令和3年8月24日（火）

於 山形労働局 大会議室

山形労働局

1 日 時 令和3年8月24日(火)
10時00分～11時05分

2 場 所 山形労働局 大会議室

3 出 席 者 (委員14名)

(公益委員)
押野 正徳 委員
コーエンズ久美子 委員
本間 佳子 委員
丸山 政己 委員
村山 永 委員

(労側委員)
小川 修平 委員
金子 浩 委員
長瀬 久子 委員
長谷部 泰晴 委員

(使側委員)
岩田 雅史 委員
太田 宏明 委員
加藤 祐悦 委員
丹 哲人 委員
原田 雅人 委員

【欠席委員】(労側委員) 大類 亜季 委員

(山形労働局) 局 長 小森 則行

(事務局) 労働基準部長 横田 秀樹
賃金室長 石山 裕之
賃金指導官 中里 康浩
賃金係長 牧野 朋子

4 議 事

- (1) 最低賃金審議会の見解に関する異議の申出について
- (2) 特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について

5 そ の 他

6 閉 会

令和3年度 第4回 山形地方最低賃金審議会

【R3. 8. 24 (火)】

会 長 本日はお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。
ただ今から、本年度第4回山形地方最低賃金審議会を開催いたします。
最初に、事務局から本日の出席者について、併せて審議の前に報告することがあればお願いをいたします。

賃金室長 本日は、労側の大類委員が欠席となっておりますが、構成員15名中14名のご出席を得ており、委員総数の3分の2以上の出席となっておりますので、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日の審議会は公開となっておりますので、8月11日に傍聴人の申込みの公示をいたしましたところ、7名の申込みがあり傍聴いただいております。また、報道機関からも6社の申込みがあったことをご報告いたします。

なお、カメラ撮影は頭撮り、諮問文、答申文の手交場面を許可しておりますので併せてご報告いたします。

続きまして、第3回の本審以降にお届けいただいた、最低賃金の引上げを求める署名について報告いたします。6月末に日本労働組合総連合会山形県連合会から山形労働局長あて最低賃金の「2021年度最低賃金行政に関する要請書」が提出され、また、その際に署名の提出がありました。署名については、その後も追加提出があり、追加があった旨を第2回本審、第3回本審でご報告したところですが、本日新たに142名分の提出があり、累計で43,894名分の提出があったことをご報告します。

同様に昨日、山形県労働組合総連合から、山形県最低賃金を直ちに引き上げ、中小企業支援の抜本拡充を求める請願書名728名分の追加提出があり、合計で6,257名分となりましたことをご報告します。

会 長 ありがとうございます。
では、議事に先立ちまして、全国の地域別最低賃金の改定状況について事務局から説明をお願いします。

賃金室長 資料No.2-1をご覧いただきたいと思います。こちらは厚生労働省が全国の答申状況について記者発表した際の添付資料でございます。北から南の順で記してございます。今回の引上げ額を見ますと、中賃の目安どおりというのが40都道府県でございます。その他プラス1円が4県、青森、山形、鳥取、佐賀でございます。プラス2円の県が二つあり、秋田、大分でございます。目安プラス4円の県が一つございまして、島根県というような状況でございます。その結果、全国の加重平均が28円アップして930円になりました。効力発

生日については、10月1日発効が31都道府県、山形県は10月2日土曜日となつてございます。今年は審議が長引いた関係で、10月6日、7日、8日発効という県もございます。

続きまして、資料2-2をご覧いただきたいと思います。こちらのほうは金額が高い順に並べてございます。色の付いたところが東北ブロックということでございます。この中でDランクに属する16県を見てまいりますと、Dランクの中で一番金額が高いのが828円で福島県ということでございます。次いで高いのが824円で島根県となっております。それから、822円ということで4県ございます。先ほどご紹介しましたけども、青森、秋田、山形、大分でございます。続いて821円が8県ございます。岩手、鳥取、愛媛、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島でございます。一番低いのが820円の県で高知と沖縄というふうになっております。簡単でございますが、以上でございます。

会 長 　　ただ今の説明について、何かご質問等はございませんでしょうか。

（質問なし）

会 長 　　それでは議事に入ります。初めに8月6日の当審議会の答申に対する異議申出について事務局から報告してください。

賃金室長 　　8月6日の答申後直ちに異議申出の公示を行いましたところ、山形県労働組合総連合議長勝見忍氏、山形県医療労働組合連合会渡辺勇仁氏から、令和3年8月17日、最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出がございました。

資料No.1として配付させていただいております。本日の審議に資するため、委員の皆様方には先にご連絡をさせていただいているところでございます。

会 長 　　それでは、8月6日の当審議会の答申に対する異議の申出がありましたので、山形労働局長より異議の申出に関する諮問を受けることといたします。

局 長 　　（諮問文読み上げ）

賃金室長 　　それでは、会長と局長、中央へお進みください。
諮問の受渡しについてカメラ撮りを許可します。

（局長から会長へ諮問文を手交）

（事務局から各委員に諮問文の写しを配付）

賃金室長 　　それでは、会長と局長、席にお戻りください。
報道機関の皆様はカメラ撮りを中止してください。

会 長 では、これより審議に入ります
異議申出の内容について、事務局から説明してください。

賃金室長 (資料No.1により、異議申出の内容について説明(読み上げ))

会 長 それでは、異議申出につきまして、各委員からご意見をお願いしたいと思います。
まず。

最初に労働者側委員お願いいたします。

小川委員 労働者側委員の小川と申します。

今の異議申出書の内容なんですけれども、私どもは労働組合なので、中身については共感できる場所があるかと思いますが、特に昨今のコロナ禍のひっ迫した状況において、医療従事者の方々は毎日奮闘されておられて、毎日のようにそのひっ迫度合いが報道されていることと、私どもの「なんでも労働相談ダイヤル」にも医療関係者、医療従事者の方々から多くの相談が寄せられています。その状況を踏まえると、その方々に報いなければいけないということも十分分かるんですけれども、私どももこの内容を含めた専門部会を7回に渡り議論を尽くして導き出した答申内容でありますので、この異議申出については却下が妥当であると考えます。

会 長 続いて、使用者側委員お願いいたします。

丹 委 員 順調に賃金が上がれば本当にいいことなんでしょうけれども、様々な状況を踏まえて、いろんな条件の下で真摯な話し合いをしてまいりました。申出書の3は非常に同意します。プラスして恒久的な支援策、中小企業に対する、中小企業がますます伸張できるような恒久的な政策をとっていただきたいという部分には同意しますけれども。決まった822円について、使用者側は採決の場で全員反対いたしました。必ずしも満足している結果ではございませんが、先ほど小川委員が述べましたとおり、7回にわたって真摯に話し合いを積み重ねた結果は尊重されなければならないと考えていますので、申出書には同意できません。

会 長 公益委員からもご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

会 長 会長の立場から申出書に対して、回答できる部分を回答させていただきたいと思っております。

まず、822円では不十分である、生計費に及ばないというご指摘の点であ

りますが、最低賃金を考えるに当たって考慮すべき要素が最低賃金法第9条に三つ挙げられています。生計費というのはその中の一つの要素であります。これに加えて事業者の賃金支払能力なども考慮しなければならないという要素があります。そういった全ての要素を十分に考慮し議論した上で決定したのが、この度の金額であるということをご理解いただきたいと思います。それから、2点目でランク制度、全国一律制度の関係のご意見を頂いております。特にこの意見を中央の方へ送付してほしいという趣旨であります。もし全国一律の最低賃金制度にするのであれば法改正を要することになるものと思われまます。そうなれば、現行の都道府県ごとの審議会も不要になるものと思われまます。これは正に法改正に関わる問題でありまして、立法の問題であります。もし、実現すべきだというお考えであれば、政治過程へ働き掛けていただくべき筋合いのものであらうと、この審議会が意見出しする性質のものではないだらうと考えまます。3点目、中小零細業者への支援拡大の関係は、今労使委員からも出ましたとおり双方とも異論のないところであります。また、報道で知る限りにおいては、政府においても更に支援策を考えるというようなことが出ているかと思いまますので、その動きに期待したいと考えているところであります。4点目、審議会の公開関係ですが、専門部会における審議、これも規程上は公開ができることになっております。ただ実際、専門部会で行われている金額の審議、これは個別協議の形態をとっております。これは労働者側と使用者側が交代で公益委員と協議する形であります。その協議の中では、企業や業界から見て公開を望まない情報に基づいた議論が多くなされていますので、個別協議の部分まで公開することになりますと、率直な意見交換を損なうおそれが大であります。その関係から、個別協議の部分は公開はできない、不相当だと考えているものでありまして、個別協議の部分が審議のほとんどを占めている関係で、それ以外の部分、三者同席で行われている部分だけを公開し、それを傍聴いただきましても傍聴に値するだけの話が出るとは思いません。この審議の実情は是非ご理解いただきたいと思います。思う次第です。

会 長 ほかにご意見のある委員の方はいらっしゃいませんか。

(意見なし)

会 長 それでは、8月6日の本審議会の答申については、労側、使側、公益側それぞれの委員の意見を踏まえて、十分に審議をした上で出した結論でありますし、この度の異議申出の内容についても調査、議論を十分に尽くしたものであるというように考えまますので、本審議会の答申どおり決定することが適当と考えまますが、それぞれいかがでしょうか。異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

会 長 全員異議がないものと認めます。それでは、全会一致にて本審議会の答申どおりとすることを決定いたしましたので、その旨山形労働局長に答申することといたします。

答申文作成のため一旦休憩といたしますが、事務局どの程度時間をみればよろしいですか。

賃金室長 10分弱程度お願いいたします。

会 長 それでは、答申文ができるまで10分程度休憩といたします。

(休憩)

(事務局から各委員に答申文案の写しを配付)

会 長 それでは答申文ができましたので、審議を再開いたします。事務局、答申文案を読み上げてください。

賃金室長 (答申文案読み上げ)

会 長 ただ今読み上げられた答申文案について、各委員から異議などはございませんでしょうか。

(異議なし)

会 長 異議がないようですので、この内容で山形労働局長に答申することといたします。

賃金室長 報道機関の方の撮影を許可いたします。
会長と局長は中央へお進みください。

(会長から局長へ答申文を手交)

賃金室長 会長と局長は席へお戻りください。
報道機関の方は撮影を中止してください。
それでは、局長よりご挨拶を申し上げます。

局 長 早速のご審議により結論を頂きまして、ありがとうございます。当局といたしましては、8月6日に頂いた答申どおり、官報公示等所定の手続を速やかに行うことといたします。委員の皆様におかれましては、改正につきまして例年になく大変ご苦勞をお掛けいたしました。この場をお借りしまして改めて心か

ら感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

会 長 今後の事務手続の流れなどについて、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 ただ今異議申出に関しての答申を頂きましたので、直ちに官報公示の手続を取ることにいたします。その結果、9月2日に官報公示、10月2日の効力発生となります。

会 長 今後の流れにつきましては説明があったとおりでありますが、この点に関して何か委員の皆様からご質問等ございますでしょうか。

(質問なし)

会 長 では二つ目の次の議事に移ります。

前回の審議会に引き続き、4件の産業別の山形県特定最低賃金改正の必要性の有無についての審議を行います。前回の審議会におきまして、労働者側からご意見を頂いたところではありますが、引き続き審議してまいります。

4件の産業別の山形県特定最低賃金改正の必要性の有無につきまして、改めてご意見をお願いしたいと思います。まず、労働者側、前回ご意見をいただいておりますが、何か付け加えることなどあればお願いいたします。

小川委員 労側から特定最低賃金の必要性についてなんですけれども、県内の基幹的産業の永続的な成長のために、特定最賃の優位性をしっかり担保することが人材の確保や健全な経営、産業の発展のために必要であると考えます。産業の中では正規社員、非正規社員いるわけですので、同一労働同一賃金の観点からもしっかり他の産業との差別化を図って、人材確保、産業の成長等々図っていくことが重要と考えます。以上、必要性について申し上げます。

会 長 続きまして使用者側お願いいたします。

丹委員 例年、特定最賃については屋上屋を重ねるものだという主張を繰り返してきましたけれども、一般最賃がここ数年急激に上がって特定最賃と年々近づいております。そういった中で特定最賃そのものが必要なのか、ということもここにきてクローズアップされているのではないかと思います。我々は各業種によって差別化する必要性、果たして差別していいのかということについても異論はありますけれども、これまでの労使の関係、慣行等々も踏まえまして、今年は審議に応じたいと考えております。

会 長 他の委員の皆様からもご意見があれば承ります。

(意見なし)

会 長 使用者側も必要性有りの答申をすることについては異論がないという主旨と理解してよろしいですね。

(意見なし)

会 長 必要性に関する答申につきましては、原則として全会一致が必要という運用がなされているところでありますが、使用者側も必要性に関する答申に異議はないという主旨と承りましたので、全会一致で必要性有りとは答申することになったというふうに判断をいたします。必要性有りとする答申について念のためもう一度確認いたしますが、皆さん異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 それでは、諮問を受けました4件の産業別の山形県特定最低賃金改正の必要性については、全会一致で必要性有りということで答申をしたいと思えます。
それでは、答申文の作成のためここで休憩をとります。事務局、どの程度みればよろしいですか。

賃金室長 5分ほど頂戴できればと思います。

会 長 それでは、答申文が準備できるまで、5分程度休憩といたします。
このままお待ちください。

(休憩)

(事務局から各委員に答申文案の写しを配付)

会 長 審議を再開します。
答申の前に事務局に答申文案を読み上げていただき、委員の皆様にも内容をご確認いただきたいと思えます。
事務局お願いします。

賃金室長 (答申文案読み上げ)

会 長 ただ今読み上げていただきました答申文案の内容について、委員の皆様から何かご意見はございますでしょうか。

(意見なし)

会 長 この答申文を、諮問を受けた山形県特定最低賃金改正の必要性に対する当審議会の答申として、山形労働局長に手交することといたします。

賃金室長 それでは報道機関の方の撮影を許可します。
会長と局長、中央にお進みください。

(会長から局長へ答申文を手交)

賃金室長 会長と局長は席にお戻りください。
マスコミの方は撮影を中止してください。
ただ今答申をいただきましたので、局長よりご挨拶を申し上げます。

局 長 ただ今、8月6日の本審におきまして諮問いたしました4件の山形県特定最低賃金の改正につきまして、必要性有りとの答申を頂きました。
各委員の皆様のご尽力に対しまして改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

必要性有りとの答申を頂きましたので、これより、引き続きただ今の4件の山形県特定最低賃金について、一括して金額改正の諮問をさせていただきます。

大変お忙しい中恐縮ではございますが、引き続きのご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 それでは、山形労働局長から山形県特定最低賃金の改正について諮問を受けることといたします。

局 長 (諮問文を読み上げ)

賃金室長 会長と局長、中央へお進みください。
報道機関の方の撮影を許可します。

(局長より会長へ諮問文を手交)

(事務局から各委員に諮問文の写しを配付)

賃金室長 会長と局長は席にお戻りください。
報道機関の方は撮影を中止してください。

会 長 ただ今、4件の特定最低賃金の金額改正についての諮問を受けましたので、最低賃金法第25条第2項により、専門部会を設置することとなります。
専門部会の委員の任命等について事務局から説明して下さい。

賃金室長 各専門部会の労使の委員につきましては、最低賃金法第25条第4項及び最低賃金審議会令第6条第4項に基づきまして、労使各側から推薦を頂いて局長が任命をすることになります。

本日より9月7日火曜日まで推薦公示をいたしますので、よろしく願いいたします。

また、公益の委員については、本審の公益委員の中から任命されることとなります。

会長 特定最低賃金の改正の効力発生日についてであります。これまで確認してきましたとおり、本年12月25日ということによろしいか、再度この場でご異議がないか確認させていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長 それでは、効力発生日を12月25日といたします。後ほど事務局から説明がございますが、官報公示手続等のため労働局長に対する答申の期限が10月26日となります。産業別の審議日程については、第1回合同専門部会で正式に決定することになりますが、労使各側委員及び推薦された業界からの代表委員には、大変タイトな日程での審議をお願いすることとなります。

特段のご配慮を頂きまして、10月26日までの答申に向けてのご審議をよろしく願いいたします。

日程などにつきまして事務局からお願いいたします。

賃金室長 最低賃金法第25条第5項に基づき、関係労使の意見聴取に関する公示を本日から9月13日まで行います。意見が提出された場合には、専門部会に報告をさせていただきます。

次に、特定最低賃金の専門部会のスケジュールについて申し上げます。具体的な日程については、現在、調整中ですが、第1回専門部会については、各部会とも、部会長と部会長代理の選出、専門部会の運営規程の審議と専門部会の審議日程が議題となる予定であることから、例年のおり合同での専門部会とさせていただきたいと考えております。日程については、9月下旬から10月初旬に開催させていただく予定であり、場所は労働局大会議室とさせていただきます。本審委員以外でご推薦がありました各委員に対しましては、合同部会の出席案内と、その後の審議日程の予定を連絡することといたします。

なお、答申日につきましては、先ほど会長のお話にもあったとおり、発効日の都合上、10月26日が最終となりますが、本審委員の皆様のご都合を確認した上で、10月下旬に本審を開催し、答申を頂く予定といたしたく存じます。よろしく願いいたします。

会長 事務局からの説明等について、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

(意見なし)

会 長 続いて、合同専門部会と第5回本審議会の開催についてですが、共に公開で行いたいと考えておりますが、この件についてご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

会 長 特段のご意見がないようですので、9月下旬ないし10月初旬に合同専門部会、そして、10月下旬、10月26日までに第5回本審議会を開催することといたします。また、両日とも公開で行うこととしたいと思います。異議はございませんか。

(異議なし)

会 長 他に特段なければ本日の審議会は終了したいと思います。何かご発言あれば。

(意見なし)

会 長 よろしいでしょうか。それでは本日の審議会は終了とさせていただきます。ありがとうございました。